令和6年 第3回定例会

あらまし

◆第３回（９月）定例会は、９月３日から９月 27 日までの 25 日間にわたり開催され、会計の決算認定の他、報告７件、人事案件や条例の改正、補正予算など 25 件が市長から提出されました。議案は、審査の結果、いずれも原案のとおり、可決・承認されました。また、一般質問では８名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

第３回定例会　市長あいさつ及び提案理由の説明　（一部抜粋）

平成 17 年９月２日の３町合併により、行方市が誕生し、昨日をもって 20 年目を迎えました。各種政策に取り組み、今日まで着実に歩みを重ねることができたのも、市民、そして議会の皆様の市政に対するご理解とご協力の賜物と存じ、改めて、深く感謝を申し上げます。

依然として高齢化の進行や人口減少が進む状況にありますが、今後とも市民の皆様と対話を重ね、来る来年の市制施行 20 周年に向け、これまでの成果を振り返るとともに、将来の投資につながる施策の更なる深化にも取り組み、市民の皆様が本市に誇りをもって「住みたい」「住み続けたい」と思えるよう、また、若い世代がこのまちで将来に希望を持つことができるよう、本市の強みを生かしながら、持続的成長に資してまいりたいと考えております。

それは、私や職員の努力はもとより、市民の皆様、そして、議員各位のご協力なくしては実現できませんので、引き続き、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

第3回定例会の経過

※議案の内容は次のページから

9月3日(火)【議会運営委員会】
【本会議】開会
会期の決定、諸般の報告
議案の上程、提案理由の説明
監査報告、委員会付託

5日(木)【本会議】一般質問
6日(金)【本会議】一般質問
10日(火)【本会議】議案質疑、委員会付託
12日(木)【総務委員会】付託案件の審査
13日(金)【教育厚生委員会】付託案件の審査
17日(火)【経済建設委員会】付託案件の審査
18日(水)【予算決算常任委員会】付託案件の審査
19日(木)【予算決算常任委員会】付託案件の審査
20日(金)【予算決算常任委員会】付託案件の審査
27日(金)【議会運営委員会】
【全員協議会】
【本会議】委員長報告
質疑、討論、採決
閉会中の所管事務調査
議員の派遣
閉会

6 会計決算は認定

補正予算・決算審査のため、予算決算常任委員会（阿部 孝太郎委員長）が開催され、議長を除く 17 名の委員により、審査が行われました。

審査内容の詳細については、次号の議会だよりでお伝えします。

監査委員の意見（一部抜粋）

今後も人口減少・少子高齢化が加速する中、地域活性化対策の強化への対応による支出の増加、現在保有する公共建築物やインフラ施設の老朽化の進行による修繕・更新等の費用の増加など多大な支出が見込まれている。加えて、国際情勢を受けた原油価格・物価高騰による影響が懸念されるところである。

今後の財政運営に当たっては、本市を取り巻く社会情勢や景気動向を常に見定め、国・県補助金など、歳入の積極的な確保を始め、市債や基金の有効活用に取り組まれたい。そして、限られた財源を効果的かつ効率的に市民サービスの充実として還元できるよう、事業・事務の最適化の取組を進め、「笑顔で住み続けたいまち、行方」の実現と「健全財政の維持」の両立に努められたい。

行方市監査委員　川尻 小林 隆夫 久

令和５年度　一般会計の決算状況

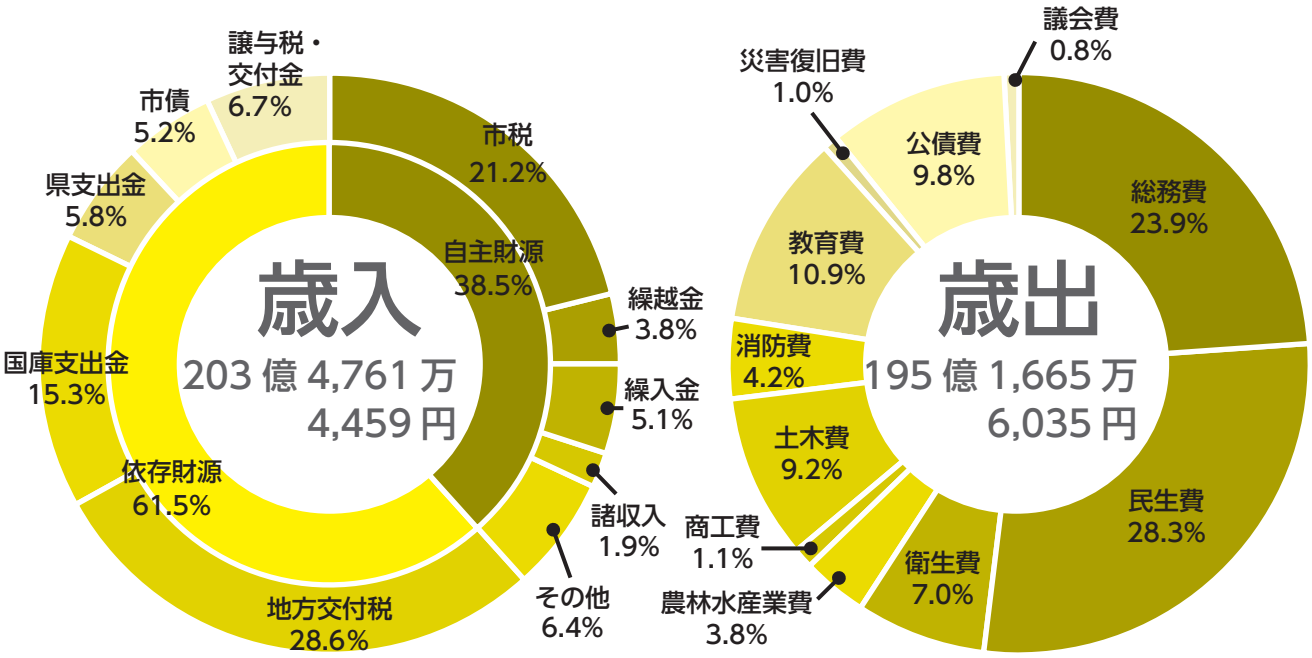

一般・特別・企業会計別決算

会計名		歳　入	歳　出	差引残額
一般会計		203 億 4,761 万 4,459 円	195 億 1,665 万 6,035 円	8 億 3,095 万 8,424 円
国民健康保険特別会計		44 億 3,500 万 3,109 円	44 億 2,466 万 7,483 円	1,033 万 5,626 円
介護保険特別会計	保険事業勘定	40 億 5,913 万 9,620 円	38 億 9,970 万 1,822 円	1 億 5,943 万 7,798 円
	介護サービス事業勘定	1,070 万 8,409 円	1,007 万 6,264 円	63 万 2,145 円
後期高齢者医療特別会計		4 億 6,121 万 8,887 円	4 億 5,897 万 7,675 円	224 万 1,212 円
水道事業会計	収益的収入及び支出	9 億 4,291 万　286 円	8 億 4,732 万 3,739 円	9,558 万 6,547 円
	資本的収入及び支出	2 億 3,124 万 2,572 円	4 億 5,342 万 7,916 円	△ 2 億 2,218 万 5,344 円
下水道事業会計	収益的収入及び支出	7 億 9,755 万 2,721 円	7 億 6,751 万 3,445 円	3,003 万 9,276 円
	資本的収入及び支出	2 億　843 万 1,010 円	4 億 8,381 万 3,216 円	△ 2 億 7,538 万 2,206 円
合　計		314 億 9,382 万 1,073 円	308 億 6,215 万 7,595 円	6 億 3,166 万 3,478 円

※その他、詳細については行方市ホームページをご覧ください。
(https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/dir009206 .html)

主要指標から見た　行方市の財政状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和５年度の行方市健全化判断比率の報告がありました。

・実質赤字比率　　--%　　（赤字額がないため--%の表示）
標準財政規模における一般会計等の赤字の割合を指標化したもの

・連結実質赤字比率　--%　　（赤字額がないため--%の表示）
行方市のすべての会計を合算して赤字の割合を指標化したもの

・実質公債費比率　　8．5％

市の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示し、通常３年間の平均値を使用します。

(%)

年度／項目	比率	県内平均	早期健全化基準
R04	8.7	6.4	25.0
R03	8.3	6.3	
R02	7.9	6.5	

・将来負担比率　　２４．７％

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

(%)

年度／項目	比率	県内平均	早期健全化基準
R04	36.0	22.4	350.0
R03	45.3	28.8	
R02	68.3	39.4	

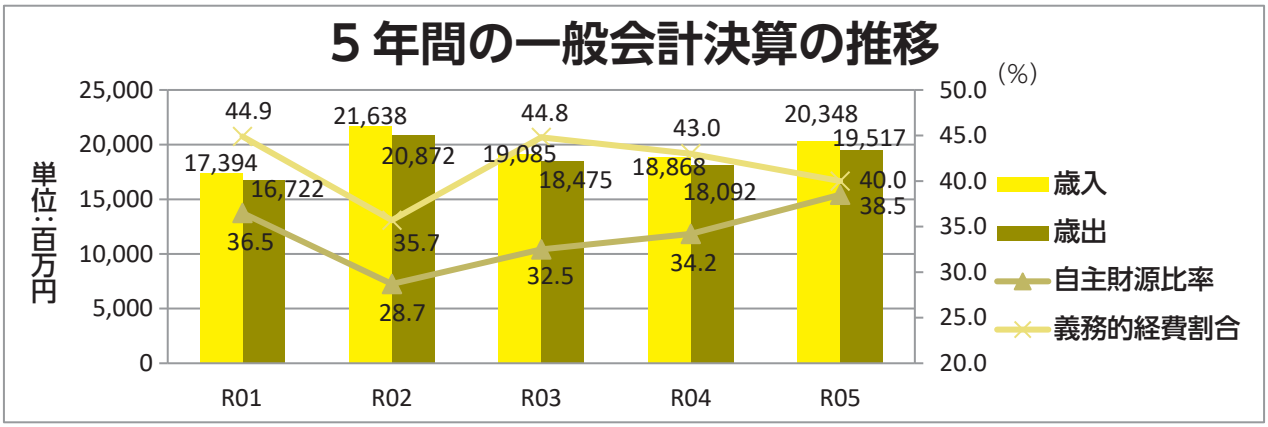

自主財源比率・・・・歳入に占める自主財源（市税、手数料・使用料、寄附金等）の割合
義務的経費割合・・・歳出に占める義務的経費（人件費、公債費、扶助費等）の割合

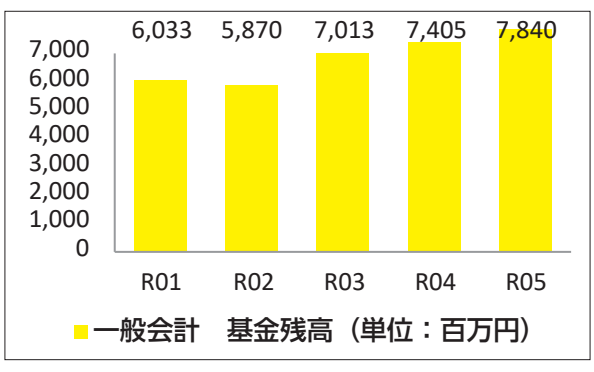

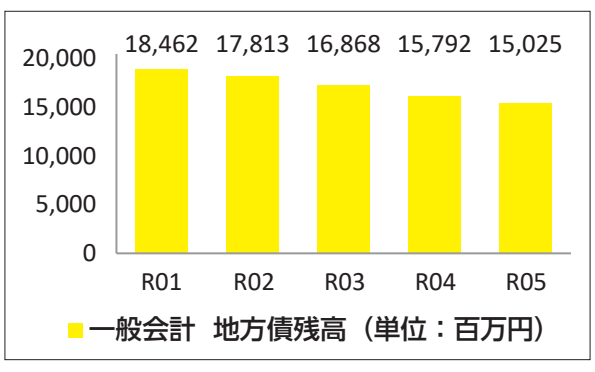

令和６年第３回行方市議会定例会 付託案件の審査

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は 10 ページをご参照ください。

総務委員会

▼茨城租税債権管理機構規約の変更について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、森林環境税は令和6年度より、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額1，000円を市町村が賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）を変更することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により本案を提案するもの

Q 茨城租税債権管理機構へ滞納事案を移管した場合のメリットは

A 市として対応するよりも、茨城租税債権管理機構の方が、財産調査など幅広くできるという点がメリットです。茨城租税債権管理機構という名称が、県内でも認知されており、滞納整理もより進むということが考えられます。

教育厚生委員会

▼行方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

▼行方市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの

Q 現在交付されている国民健康保険被保険者証の有効期限、また、紛失した場合の対応は

A 記載の有効期限まで使用することができます。しかし、本年12月2日以降に紛失してしまった場合は、再交付することはできません。マイナ保険証と連携している方は、そちらを使用していただき、連携していない方については、窓口において「資格確認書」を発行します。

経済建設委員会

▼行方市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるもの

Q どのような算定基準に基づいて払下げを行っているか

A 行方市廃道敷等の不用残地処分要領に基づき行うものです。処分価格については、処分後の利用目的が宅地及び雑種地にあっては隣接する土地の固定資産評価額相当、その他の地目は市道買収単価となっています。

▼令和5年度行方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度行方市水道事業会計未処分利益剰余金2億3054万1085円の全額を資本金に組み入れるもの

▼令和5年度行方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度行方市下水道事業会計未処分利益剰余金3358万8572円を減債積立金に積み立てるもの

請願

教育厚生委員会

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

請願の要旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

【請願者】
茨城県教職員組合
執行委員長　井坂　功一

【紹介議員】
小野瀬　忠利

Q 平成17年から本年まで継続して同様の請願や陳情が提出されているが、要望の経過は

A この請願は、本市だけでなく他自治体にも毎年提出されている状況です。大きな変化は今のところ見られていませんが、国庫負担制度の堅持、また、義務教育費の国庫負担率を2分の1に復元させるためにも、毎年継続していく取組であることを理解いただきたいと思います。

審査の結果

● 採択

～　議会へ請願・陳情される方へ　～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

※　請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
※　提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
※　請願書は、１人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
※　紹介議員がつかないときは、陳情書としてください。
※　提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

（表紙例）

○○○に関する
請願（陳情）書

紹介議員
署名又は
記名押印　　印

（内容例）

○○○に関する請願
（陳情）

1. 要旨
2. 理由

令和　年　月　日
請願（陳情）者の住所
署名又は
記名押印　　印
行方市議会議長　　殿

■ 各委員会への 付託が省略された議案

議決結果は 10 ページをご参照ください。

▼専決処分の報告について

損害賠償の額を定め、和解することについて（3件）

▼令和5年度行方市一般会計継続費精算報告書について

▼令和5年度行方市健全化判断比率の報告について

▼令和5年度行方市資金不足比率の報告について

▼人権擁護委員候補者の推薦について

浅野　昌子（南）

浅野氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。

任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までとなります。

▼人権擁護委員候補者の推薦について

片岡　満（長野江）

片岡氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。

任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までとなります。

▼教育委員会委員の任命について

小野口　和章（玉造甲）

新たに小野口氏を任命することに同意しました。

任期は令和6年12月1日から令和10年11月30日までとなります。

ON AIR

本会議の様子を「なめがたエリアテレビ」にて、生中継しています。

インターネット（パソコン、スマホ）では、録画中継をしています。

現在、平成29年第2回定例会から令和6年第2回定例会までがご覧になれます。準備が整い次第、令和6年第3回定例会も公開いたします。

防災対応型エリア放送 52 チャンネル

なめがたエリアテレビ

なめがたネット放送局を検索し、市議会録画中継へ

これまでの録画中継はこちらから▶

議員発議

▼教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

採択された請願第2号の趣旨に基づき、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること等を、国の関係機関に求めるもの

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月27日

茨城県行方市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

意見書を提出しました。

令和6年第3回（9月）定例会において審議され、可決された意見書は、国の関係機関へ送付されました。

提案理由の説明を行う教育厚生委員会　髙橋　正信委員長

※意見書の全文はホームページでもご覧になれます。
(https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page013725.html)

■ 本会議において 賛否が分かれた議案

認定第1号

令和5年度行方市一般会計歳入歳出決算認定について

可決

※賛成討論はありませんでした。

☹ 反対討論

同決算中、霞ケ浦ふれあいランド再生整備事業、再整備施設購入費5558万3千円について、承諾願の説明と契約書の不整合があると思われるため反対する。全ての契約書が、工事名、工期、契約日の記載だけであり、工事内容の特定ができず、工事契約書の要件を備えていない。また、設計変更による工事費増減内訳での1億3310万円の減額を市長が承諾しているのは、霞ケ浦ふれあいランド株式会社へのその金額相当の財産の無償譲渡に当たるのは明白である。これは「適正な対価なくしてこれを譲渡」したことにあたると思われる。

☹ 反対討論

4つの事業に対し、その進め方について大いなる疑問と異議があるため反対する。

1つ目、防災対応型エリア放送に関する事業について。これまでに約15億円の支出があるが未だ事業が完了していない。今後も膨大な費用が掛かることは明らかであり、膨大なリスクと将来の負担を考えると行政にそぐわない事業ではないか。早めに中断中止を望む。

2つ目、庁舎建設事業について。長期計画を含め度々の内容変更（新築、リフォーム、↘増設等）がある中で、議会に対し、経過の説明が一切なく、今回も突然の7100平方メートルの拡大と事業費約70億円が報道された。議会のあり方を考えたとき、議会と執行部の二元性の中での事業の進め方ではないと思う。

3つ目、霞ケ浦ふれあいランド再生整備事業について。主体となるキリンが不在となる中でのオープンであり、未だ工事中でもある。行政として、対外的にもあり得ない事業の進め方である。また、17年間で20億円の税金が投入される事業という実態を考えるべきである。

4つ目、ふるさと納税に関して。同じく事業の進め方について異議がある。財政支出、人件費を明確にするべきである。

決算の認定をするに当たり、最低限の資料と知識、情報の共有があってこその、賛成・反対であると考える。

☹ 反対討論

霞ケ浦ふれあいランド再生整備事業について、反対の立場で意見を申し上げる。令和2年1月28日付の計画再整備費用概算（9億5千万円）が出されたが、設備の更新はせず、そのほとんどが補修で済ませている。当初のこの金額は過剰に見積ったものではないか。この使途明細の説明も未だにない。また、施設において、雨漏り箇所や設備の不具合も散見される中での開園であった。霞ケ浦ふれあいランドと執行部には、癒着と思われる関係となっているのではないかと考える。

■ 議案賛否結果一覧表

（賛成＝○、反対＝×、棄権＝△、欠席＝－、議長＝■）

賛否が分かれた議案と賛否結果	1 宮嵜 和洋	2 山口 律理	3 伊勢山仙寿	4 髙野 市郎	5 阿部孝太郎	6 小野瀬忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 髙橋 正信	12 小林 久	13 髙木 正	14 大原 功坪	15 鈴木 義浩	16 岡田 晴雄	17 髙柳孫市郎	18 宮内 守	賛否結果
認定 第1号	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	■	可決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。
※議長は通常、表決に加わりません。
※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です（棄権は退席・不在を含みます）。

令和６年第３回行方市議会定例会　提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件　　名	議決結果	付託委員会
報告第 19 号	専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解を求めることについて）	—	—
報告第 20 号	専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解を求めることについて）	—	—
報告第 21 号	専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解を求めることについて）	—	—
報告第 23 号	令和５年度行方市一般会計継続費精算報告書について	—	—
報告第 24 号	令和５年度行方市健全化判断比率の報告について	—	—
報告第 25 号	令和５年度行方市資金不足比率の報告について	—	—
諮問第　2　号	人権擁護委員候補者の推薦について	浅野氏を適任であると答申	—
諮問第　3　号	人権擁護委員候補者の推薦について	片岡氏を適任であると答申	—
議案第 54 号	教育委員会委員の任命について	原案同意 （全会一致）	—
議案第 55 号	茨城租税債権管理機構規約の変更について	原案可決 （全会一致）	総務委員会
議案第 56 号	行方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決 （全会一致）	教育厚生委員会
議案第 57 号	行方市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決 （全会一致）	教育厚生委員会
議案第 58 号	行方市道路線の変更について	原案可決 （全会一致）	経済建設委員会
議案第 59 号	令和５年度行方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 （全会一致）	経済建設委員会
議案第 60 号	令和５年度行方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 （全会一致）	経済建設委員会

《議員提出議案》

議案番号	件　　名	議決結果	付託委員会
発議第　4　号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について	原案可決 （全会一致）	—

《請願・陳情》

議案番号	件　　名	議決結果	付託委員会
請願第　2　号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採択	教育厚生委員会

■ 第３回（９月）定例会で補正された予算（令和６年度）

議案番号	補正額（総額）	主な内容	議決結果
報告第 22 号 一般会計（第２号）	4,959 万３千円　増額 （196 億 9,556 万４千円）	・新たな低所得世帯支援及び定額減税補足給付事業 ／　4,651 万１千円 ・有機肥料供給センター修繕料　／　308 万２千円	原案承認 （全会一致）
議案第 61 号 一般会計（第３号）	１億 1,613 万２千円　増額 （198 億 1,169 万６千円）	・地域公共交通人材育成業務委託料　／　990 万円 ・高度処理型合併浄化槽設置補助金　／　3,599 万２千円 ・コウノトリ個体保護事業　／　247 万５千円 ほか	原案可決 （全会一致）
議案第 62 号 国民健康保険特別会計 （第１号）	94 万２千円　増額 （47 億 6,794 万２千円）	・国民健康保険システム改修委託料、消耗品費 ／　94 万２千円	原案可決 （全会一致）
議案第 63 号 介護保険特別会計 （第１号）	528 万１千円　増額 （39 億 4,828 万１千円）	・国庫支出金等償還金　／　521 万４千円　ほか	原案可決 （全会一致）

※補正予算は予算決算常任委員会に付託されました。

■ 決算認定（令和５年度）

議案番号	件　　名	議決結果	付託委員会
認定第１号	令和５年度行方市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定 （賛成多数）	予算決算 常任委員会
認定第２号	令和５年度行方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 （全会一致）	予算決算 常任委員会
認定第３号	令和５年度行方市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 （全会一致）	予算決算 常任委員会
認定第４号	令和５年度行方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 （全会一致）	予算決算 常任委員会
認定第５号	令和５年度行方市水道事業会計決算認定について	原案認定 （全会一致）	予算決算 常任委員会
認定第６号	令和５年度行方市下水道事業会計決算認定について	原案認定 （全会一致）	予算決算 常任委員会

※□色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

スマホで読める！議会だより
デジタルブック配信しています

○ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読めます。
○ 10 言語で読めます。
○音声読み上げもできます。
○文字サイズを調整できます。
※ブラウザは音声読み上げに対応しておりません。
音声読み上げには無料アプリ（カタポケ）の
インストールが必要です。

※　デジタルブックの配信は発行日の 10 日後となります。

無料アプリ『カタポケ』
このアイコンが目印です。